



2026年 8月13日

各 位

会 社 名 ス テ ラ フ ァ ー マ 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 上 原 幸 樹
(コード番号：4888 グロース)
問 合 せ 先 管 理 本 部 長 伊 神 尚
(TEL 06-4707-1516)

株式及び新株予約権発行プログラム設定契約に基づく 第3回第三者割当による新株式及び新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、2026年3月31日付「株式及び新株予約権発行プログラム設定契約締結に係る発行登録並びに第三者割当による新株式及び新株予約権の発行に関するお知らせ」（以下「当初プレスリリース」という。）にて公表いたしましたとおり、2026年3月31日付で、米国の機関投資家であるHeights Capital Management, Inc.（以下「HCM」という。）が運用するCVI Investments, Inc.（以下「割当予定先」という。）との間で、株式及び新株予約権発行プログラムの設定に係るEquity Program Agreement（以下「エクイティ・プログラム契約」という。）を締結し、エクイティ・プログラム契約に基づき設定された株式及び新株予約権発行プログラム（以下「本プログラム」といい、本プログラムに基づく第1回目の発行乃至第4回目の発行により発行される当社普通株式（総計 4,000,000 株）を個別に又は総称して「本普通株式」といい、本プログラムに基づく第1回目の発行乃至第4回目の発行により発行される当社新株予約権（総計 42,000 個（潜在株式数：4,200,000 株））を個別に又は総称して「本新株予約権」という。）に基づき、第1回目の発行として、2026年4月16日付で割当予定先に対する第三者割当による新株式及びステラファーマ株式会社第5回新株予約権の発行を、第2回目の発行として、2026年6月22日付で割当予定先に対する第三者割当による新株式及びステラファーマ株式会社第6回新株予約権の発行を、それぞれ実施しておりますが、2026年8月13日開催の取締役会決議において、本プログラムに基づく第3回目の発行として、割当予定先に対する第三者割当による新株式及びステラファーマ株式会社第7回新株予約権の発行（以下「第3回第三者割当」という。）に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 募集の概要

(1) 第3回第三者割当に係る本普通株式発行の概要

① 払込期日	2026年 8月31日
② 発行新株式数	普通株式 1,000,000株
③ 発行価額	1株につき金299円
④ 調達資金の額	299,000,000円
⑤ 募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
⑥ 割当予定先	CVI Investments, Inc.
⑦ その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく発行登録の効力発生及び発行登録追補書類の提出を条件とします。

(2) 第3回第三者割当に係る本新株予約権発行の概要

① 割当日	2026年 8月31日
② 新株予約権の総数	10,500個（新株予約権 1個につき100株）
③ 発行価額	新株予約権 1個当たり194円
④ 当該発行による潜在株式数	1,050,000株

⑤ 資金調達の種類	479,787,000円 (内訳) 新株予約権発行分 2,037,000円 新株予約権行使分 477,750,000円
⑥ 行使価額	1株当たり455円
⑦ 行使請求期間	2026年9月1日から2030年8月31日まで
⑧ 募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
⑨ 割当予定先	CVI Investments, Inc.
⑩ その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく発行登録の効力発生及び発行登録追補書類の提出を条件とします。

2. 募集の目的及び理由

(1) 第3回第三者割当の目的

当初プレスリリースの「I. 株式及び新株予約権発行プログラム 2. 本プログラム導入の目的」に記載のとおり、当社グループの将来の成長と安定的な財務基盤の構築の実現を図るため、本プログラムに基づく資金調達を行うものであります。

(2) 第3回第三者割当による資金調達を選択した理由

当初プレスリリースの「I. 株式及び新株予約権発行プログラム 3. 本プログラムによる資金調達を選択した理由」に記載のとおり、本プログラムに基づく資金調達は、既存株主の利益に配慮しながら当社の将来の資金ニーズに対応しうる、現時点において最適な選択肢であると考えております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
778,787,000	7,288,000	771,499,000

(注) 1. 上記の金額は、第3回第三者割当により発行される本普通株式及び本新株予約権に係る払込金額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であります。

2. 本新株予約権の行使価額が調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合は、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少いたします。

3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

4. 発行諸費用は、主に、弁護士費用、及びその他事務費用（印刷事務費用、登記費用）等からなります。

なお、本プログラム全体によって調達する資金の見込総額（差引手取概算額）は、当初プレスリリースの「II. 第三者割当による新株式及び新株予約権発行 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」をご参照ください。

(2) 調達する資金の具体的な使途

2026年8月13日開催の取締役会決議による第3回第三者割当による本普通株式及び本新株予約権の発行により調達する差引手取概算額771,499,000円の具体的な使途については、次のとおり予定しております。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 希少がんを対象とする臨床試験関連費用	306	2026年8月～2031年3月
② 深部がん治療に向けた研究開発費用	223	2026年8月～2031年3月
③ 海外展開および安定供給体制構築のための製造開発費用	242	2027年4月～2031年3月

合計	771	—
----	-----	---

(注) 調達資金を実際に支出するまで銀行口座で管理いたします。

上記表中に記載の各資金使途についての詳細は以下のとおりです。

① 希少がんを対象とする臨床試験関連費用

当社の開発パイプラインには、再発悪性神経膠腫^{*1}および初発膠芽腫^{*2}等の希少がんを対象とした開発テーマがあります。

再発悪性神経膠腫については、実施医療機関である大阪医科薬科大学が国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の「革新的がん医療実用化研究事業」に採択され、医師主導治験^{*3}として第Ⅲ相試験を2026年5月から開始をしております。本試験は症例数48例を対象としたランダム化比較試験であり、当該医師主導治験を治験薬の供給等で支援するとともに、薬事承認申請に向けての追加のデータ解析、および申請準備等の対応が必要となることから、これらの費用として153百万円を充当する予定です。

また、初発膠芽腫については筑波大学がAMED「橋渡し研究プログラム（シーズC）」に採択され、医師主導治験として第Ⅰ相試験が実施中です。今後、第Ⅰ相試験終了後の評価を踏まえ、第Ⅱ相試験へ進む場合には、CR0への委託費用等を含め153百万円を見込んでおり、合計306百万円を充当する予定です。

② 深部がん治療に向けた研究開発費用

藤田医科大学は、住友重機械工業株式会社と主に腹部深部がん治療の研究開発を目的としたBNCT治療システムおよびBNCT線量計算プログラムの導入に関する契約を締結しております。当社はBNCT用医薬品の開発および製造を通じて蓄積した医薬品研究開発の知見を提供し、本プロジェクトに協力しております。

今後、藤田医科大学および関係各社との契約締結を通じ、深部がん治療の実現に向けた研究開発を進める予定であり、FBPA-PET^{*4}評価、非臨床試験および臨床試験等の関連費用として223百万円を充当する予定です。

③ 海外展開および安定供給体制構築のための製造開発費用

BNCTは現在日本でのみ薬事承認されている状況ですが、日本での保険診療および開発パイプラインの進展に伴い、海外におけるBNCT開発競争は活発化しています。こうした環境の中、競争優位性の確保および海外展開加速化の観点から、海外対応に向けた取り組みを早期に進める必要があります。

開発速度を高め、安定供給体制をより強固なものとするためには海外対応に供する資金の早期確保が必要であります。

本資金により、欧米をはじめとする各国のレギュレーションに適合した当社製品の製造、梱包、保管および輸送体制の確立、各国当局との相談において起用するコンサルティング費用、製造および輸送を委託するCMO関連費用等194百万円、海外治験を実施するためのCR0費用48百万円として、計242百万円を充当する予定です。

^{*1} 神経膠腫

神経膠腫とは、脳に発生する悪性腫瘍で原発性脳腫瘍の約30%を占めます。神経膠腫は、その悪性度によって4段階（グレードⅠ～Ⅳ）に分類され、中でもグレードⅢ～Ⅳに分類される悪性度が高い神経膠腫を悪性神経膠腫と呼びます。

^{*2} 膠芽腫

神経膠腫のうち、悪性度が高い神経膠腫を悪性神経膠腫と呼び、特にグレードⅣの神経膠腫を膠芽腫と呼びます。膠芽腫を含む悪性神経膠腫は、現在なお治療が困難な疾患とされています。

^{*3} 医師主導治験

医師主導治験とは、医師が自ら医薬品の製造販売承認のための臨床試験を企画・立案し、治験計画届を提出して実施する臨床試験です。得られた臨床データは、被験薬を提供した製薬会社が引き継ぎ、当該医薬品の薬事承認申請に活用されます。

^{*4} FBPA-PET

BNCT に使用するホウ素化合物L-4ボロノフェニルアラニン（BPA）の標的腫瘍内への選択

的ホウ素集積量を測定するFBPA（2-フルオロ-4-ボロノフェニルアラニン）を用いたPET検査

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本プログラムにより調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで、今後の当社の中長期的な企業価値の向上に寄与することができることから、本プログラムによる本普通株式及び本新株予約権の発行は株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

5. 発行条件等の合理性

（1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

① 第3回第三者割当に係る本普通株式

第3回第三者割当に係る払込金額は、第3回第三者割当の発行条件決定に係る取締役会決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値の92%としています。当該取締役会決議日の直前取引日の終値を採用することとしたしたのは、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断したためです。当社は、上記払込金額の算定根拠につきましては、割当予定先は発行決議日から払込期日までの約2週間における株価下落リスクを甘受せざるを得ない立場にあること、本株式発行により希薄化が生じること、本株式発行によって迅速かつ確実に資金調達を行うことで中長期的な株主価値の向上が見込まれること等も総合的に勘案し、ディスカウント率を含め、割当予定先とも十分に協議の上、第3回第三者割当に係る本普通株式の発行価額を決定いたしました。

また、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」では、上場会社が第三者割当による株式の発行を行う場合、その払込金額は株式の発行に係る取締役会決議日の直前取引日の株価に0.9を乗じた額以上の価額であることが要請されているところ、本払込金額は当該指針に準拠しており、会社法第199条第3項の特に有利な金額には該当しないものと判断しております。また、当社監査等委員会（うち社外取締役3名）からも、上記と同様の理由により、上記方法により決定される払込金額は、会社法第199条第3項の割当予定先に特に有利な金額に該当せず、適法である旨の意見を得ております。

② 第3回第三者割当に係る本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結したエクイティ・プログラム契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である赤坂国際会計に依頼しました。赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日（2026年8月12日）の市場環境や割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提（当社の株価（325円）、配当額（0円）、無リスク利率率（2.1%）、当社普通株式の株価変動性（62.0%）及び市場出来高、株価が本新株予約権の行使価額を超えている場合に割当予定先による行使請求が均等に実施されること、割当予定先が権利行使により取得した当社普通株式を出来高の一定割合の株数の範囲内で直ちに売却すること等）を置き、本新株予約権の評価を実施しています。

また、本新株予約権の当初の行使価額については2026年8月12日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の140%に相当する金額に設定されており、発行決議日直前取引日の当社株価と比べれば過度に低い水準となることはないものと考えております。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額（新株予約権1個当たり194円）を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の194円としています。本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、本新株予約権の発行価額は算定結果である評価額と同額であるため、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。また、当社監査等委員会（うち社外取締役3名）から、本新株予約権の発行条件は、第三者算定機関が当社及び割当予定先から独立した立場にあるため、その選定が妥当であるこ

と、発行価額は、当該第三者算定機関によって算出された評価額と同額であること、並びに当該第三者算定機関の計算方法及び前提条件に不合理な点が認められないことから、割当予定先に特に有利な金額での発行に該当せず、適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

第3回第三者割当により発行される本普通株式の数(1,000,000株)に第3回第三者割当により発行される本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数(1,050,000株)を合算した総株式数は2,050,000株(議決権数20,500個)であり、2026年3月31日現在の当社発行済株式総数34,034,100株及び議決権数340,119個を分母とする希薄化率は6.02%(議決権ベースの希薄化率は6.03%)に相当します。また、本プログラムにより発行される本普通株式の数(4,000,000株)に本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数

(4,200,000株)を合算した総株式数は8,200,000株(議決権数82,000個)であり、2026年3月31日現在の当社発行済株式総数34,034,100株及び議決権数340,119個を分母とする希薄化率は24.09%(議決権ベースの希薄化率は24.11%)に相当します。

しかしながら、当社としては、このような希薄化が生じるものの、上述した本プログラムにより資金調達を行う目的、資金使途及び第3回第三者割当の払込金額の算定根拠に照らすと、第3回第三者割当による当社普通株式の発行数量及び本プログラムにより発行される当社普通株式の発行数量はいずれも合理的であると判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

当初プレスリリースの「I. 株式及び新株予約権発行プログラム 4. 割当予定先の選定理由等 (1) 割当予定先の概要」をご参照ください。

(2) 割当予定先を選定した理由

当初プレスリリースの「I. 株式及び新株予約権発行プログラム 4. 割当予定先の選定理由等 (2) 割当予定先を選定した理由」をご参照ください。

(3) 割当予定先の保有方針

当初プレスリリースの「I. 株式及び新株予約権発行プログラム 4. 割当予定先の選定理由等 (3) 割当予定先の保有方針」をご参照ください。なお、2026年4月22日付「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡に関する報告書」にてお知らせしたとおり、本プログラムのうち2026年3月31日開催の取締役会決議に基づき新たに発行された当社普通株式

(1,000,000株、第1回目の発行分)につき2026年4月20日付で、割当予定先から、BofA証券株式会社(以下「BofA証券」という。)に対して譲渡した旨の報告がありました。

また、2026年6月26日付「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡に関する報告書」にてお知らせしたとおり、本プログラムのうち2026年6月5日開催の取締役会決議に基づき新たに発行された当社普通株式(1,000,000株、第2回目の発行分)につき2026年6月22日付で、割当予定先から、BofA証券に対して譲渡した旨の報告がありました。

2026年8月13日開催の取締役会決議に基づき新たに発行される当社普通株式(1,000,000株、第3回目の発行分)について、割当予定先による当該譲渡と同種の取引その他の当社普通株式の処分の予定につき、本日時点で当社は関知しておりませんが、開示すべき事項が生じた場合は速やかに開示いたします。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当初プレスリリースの「I. 株式及び新株予約権発行プログラム 4. 割当予定先の選定理由等 (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容」をご参照ください。

(5) 株券貸借に関する契約

本普通株式及び本新株予約権の発行に伴う株券貸借に関する契約は、本プログラムには御座いません。

(6) ロックアップ等について

当初プレスリリースの「II. 第三者割当による新株式及び新株予約権発行 6. 割当予定先の選定理由等 (6) ロックアップ等について」をご参照ください。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前(2026年3月31日)現在		募集後	
氏名又は名称	持株比率	氏名又は名称	持株比率
ステラケミファ株式会社	33.66%	ステラケミファ株式会社	28.50%
中村 沢司	3.48%	CVI Investments, Inc.	10.33%

モルガン・スタンレーMUFG 証券株式会社	1.51%	BofA 証券	4.98%
一般財団法人国際クラブ	1.47%	中村 沢司	2.95%
村上 宜己	1.38%	モルガン・スタンレーMUFG 証券株式会社	1.28%
JP モルガン証券株式会社	1.09%	一般財団法人国際クラブ	1.24%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	1.09%	村上 宜己	1.17%
青山 英世	0.93%	JP モルガン証券株式会社	0.92%
青山 馥	0.89%	BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	0.92%
野村信託銀行株式会社	0.64%	青山 英世	0.78%

- (注) 1. 募集前の持株比率は、2026年3月31日現在における発行済株式総数（自己株式を除く。）を基準とし、募集後の持株比率は2026年3月31日現在における発行済株式総数に、本プログラムのうち2026年3月31日開催の取締役会決議による第1回目の株式及び新株予約権の発行に基づき新たに発行された本普通株式（1,000,000株）及び割当予定先に割り当てられた本新株予約権10,500個の目的となる株式数（1,050,000株）並びに2026年6月5日開催の取締役会決議による第2回目の株式及び新株予約権の発行に基づき新たに発行された本普通株式（1,000,000株）及び割当予定先に割り当てられる本新株予約権10,500個の目的となる株式数（1,050,000株）、並びに2026年8月13日開催の取締役会決議による第3回目の株式及び新株予約権の発行に基づき新たに発行される本普通株式（1,000,000株）及び割当予定先に割り当てられる本新株予約権10,500個の目的となる株式数（1,050,000株）（合計6,150,000株）を加味して算出しております。
2. 募集後の割当予定先の持株比率は、割当予定先に対して、本プログラムに基づいて発行される当社株式及び新株予約権のうち、2026年3月31日開催の取締役会決議による第1回目の株式及び新株予約権の発行に基づき新たに発行された本普通株式（1,000,000株）及び割当予定先に割り当てられた本新株予約権10,500個の目的となる株式数（1,050,000株）、2026年6月5日開催の取締役会決議による第2回目の株式及び新株予約権の発行に基づき新たに発行された本普通株式（1,000,000株）及び割当予定先に割り当てられる本新株予約権10,500個の目的となる株式数（1,050,000株）、並びに2026年8月13日開催の取締役会決議による第3回目の株式及び新株予約権の発行に基づき新たに発行された本普通株式（1,000,000株）及び割当予定先に割り当てられる本新株予約権10,500個の目的となる株式数（1,050,000株）、から、2026年4月20日付で割当予定先からBofA証券に対して譲渡された1,000,000株、並びに2026年6月24日付で割当予定先からBofA証券に対して譲渡された1,000,000株を差し引いた所有株式数を考慮した所有株式数（合計4,150,000株）に基づいて記載しています。
3. 募集後のBofA証券の持株比率は、2026年4月22日付「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡に関する報告書」にてお知らせしたとおり、2026年4月20日付で割当予定先からBofA証券に対して譲渡された1,000,000株、並びに2026年6月26日付「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡に関する報告書」にてお知らせしたとおり、2026年6月24日付で割当予定先からBofA証券に対して譲渡された1,000,000株を加味して算出しております。

8. 今後の見通し

本プログラムによる資金調達が当期の業績予想に与える影響は軽微であります。

9. 企業行動規範上の手続に関する事項

本普通株式及び本新株予約権の発行は、①希薄化率が25%未満になると見込んでおり、②支配株主の異動を伴うものではないことから、この場合、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(単体)

	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
売上高	269,491	961,058	323,389
営業利益又は営業損失(△)	△760,300	△90,246	△748,957
経常利益又は経常損失(△)	△760,208	△137,869	△778,005
当期純損失(△)	△763,749	△140,811	△780,917
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	△24.66	△4.22	△22.95
1株当たり配当金(円)	0.00	0.00	0.00
1株当たり純資産(円)	75.90	94.26	71.33

(単位:千円。特記しているものを除く。)

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(2026年8月13日現在)

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	36,034,100 株	100.00%
現時点行使価額における 潜在株式数	2,988,800 株	8.29%

(注) 現時点の行使価額における潜在株式数には、2026年3月31日開催の取締役会決議による第1回目の株式及び新株予約権の発行に基づき割当予定先に割り当てられた新株予約権に係る潜在株式数1,050,000株、2026年6月5日開催の取締役会決議による第2回目の株式及び新株予約権の発行に基づき割当予定先に割り当てられた新株予約権に係る潜在株式数1,050,000株及びストック・オプションに係る潜在株式数888,800株を含みます。また、当社は新株予約権を発行しておりますので、2026年4月1日以降の新株予約権の行使による発行済株式数の増加及び現時点行使価額における潜在株式数の減少は含まれておりません。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
始 値	387 円	290 円	383 円
高 値	411 円	602 円	995 円
安 値	229 円	260 円	200 円
終 値	291 円	383 円	759 円

② 最近6ヶ月間の状況

	2026年 2月	3月	4月	5月	6月	7月
始 値	318 円	450 円	720 円	524 円	350 円	311 円
高 値	466 円	995 円	807 円	555 円	412 円	338 円
安 値	311 円	404 円	500 円	352 円	300 円	294 円
終 値	458 円	759 円	514 円	357 円	311 円	307 円

③ 発行決議日直前取引日における株価

	2026年8月12日
始 値	321 円
高 値	331 円
安 値	317 円
終 値	325 円

(4) 最近の株価の状況最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 第三者割当による第4回新株予約権の発行

割当日	2022年12月30日
発行新株予約権数	53,000個
発行価額	本新株予約権1個当たり253円(総額13,409,000円)
発行時における調達予定資金の額	3,107,909,000円
調達資金の額	1,786,131,990円
割当先	SMB C日興証券
募集時における発行済株式総数	普通株式5,300,000株(新株予約権1個につき100株)
当該募集による潜在株式式数	普通株式5,300,000株(新株予約権1個につき100株)
現時点における行使状況	行使済新株予約権数:53,000個(残新株予約権数:0個)
発行時における当初の資金使途	① 海外での事業開発に係る開発資金(中国) :217百万円 ② 海外展開のための技術移管等に係る開発資金 :632百万円 ③ ¹⁸ F-FBPA-PETを用いたBNCTの適応拡大に向けた臨床試験に係る開発資金(国内):513百万円 ④ 製造法効率化に係る開発資金:703百万円 ⑤ BNCT認知度向上に向けたマーケティング活動資金 :145百万円 ⑥ 髄膜種(国内)の申請関連費用に係る資金 :60百万円 ⑦ 事業運営及び開発のために必要な人件費等に係る 運転資金:838百万円
発行時における予定支出時期	① 2023年1月~2026年3月 ② 2023年4月~2026年3月 ③ 2023年1月~2026年3月 ④ 2023年1月~2026年3月 ⑤ 2023年4月~2026年3月 ⑥ 2024年4月~2026年3月 ⑦ 2024年4月~2026年3月
調達時における資金使途	① 海外での事業開発に係る開発資金(中国) :217百万円 ② 海外展開のための技術移管等に係る開発資金 :312百万円 ③ ¹⁸ F-FBPA-PETを用いたBNCTの適応拡大に向けた臨床試験に係る開発資金(国内):175百万円 ④ 製造法効率化に係る開発資金:703百万円 ⑤ BNCT認知度向上に向けたマーケティング活動資金: - ⑥ 髄膜種(国内)の申請関連費用に係る資金 :40百万円 ⑦ 事業運営及び開発のために必要な人件費等に係る 運転資金:338百万円
調達時における予定支出時期	① 2023年1月~2027年3月 ② 2023年4月~2027年3月 ③ 2023年1月~2027年3月 ④ 2023年1月~2027年3月 ⑤ 2023年4月~2026年3月 ⑥ 2024年4月~2027年3月

	⑦ 2024 年 4 月～2026 年 3 月
現時点における充当状況	① 3 百万円充当済み ② 33 百万円充当済み ③ 36 百万円充当済み ④ 376 百万円充当済み ⑤ 53 百万円充当済み ⑥ 全額充当済み ⑦ 全額充当済み

(注) 2024年11月8日付「資金使途変更に関するお知らせにて公表のとおり、当社が2022年12月14日に第4回新株予約権の発行を取締役会にて決議したときに予定していた資金調達額に、実際の資金調達額が到達いたしませんでしたので、実際の資金額の水準に見合うように調達資金の使途に係る金額及び支出時期の変更をしております。

② 本プログラムに基づく第1回第三者割当に係る本普通株式発行

払込期日	2026年4月16日
調達資金の額（差引手取概算額）	680,019,075円
発行価額	1株につき金696円
募集時における発行済株式数	普通株式 34,034,100株
当該募集による発行株式数	普通株式 1,000,000株
募集後における発行株式総数	普通株式 35,034,100株
割当先	CVI Investments, Inc.
発行時における当初の資金使途	① 希少がんを対象とする臨床試験関連費用 ② 深部がん治療に向けた研究開発費用 ③ 次世代ホウ素化合物の非臨床試験費用 ④ BNCT治療施設拡大に向けた対応費用 ⑤ 適応拡大に向けたマーケティング活動費用 ⑥ 海外展開および安定供給体制構築のための製造開発費用
発行時における支出予定時期 (※)	① 2026年4月～2031年3月までに249百万円を充当 ② 2026年4月～2031年3月までに295百万円を充当 ③ 2026年4月～2031年3月までに586百万円を充当 ④ 2027年4月～2029年3月までに60百万円を充当 ⑤ 2026年4月～2031年3月までに101百万円を充当 ⑥ 2027年4月～2031年3月までに327百万円を充当
現時点における充当状況	① 現時点では未充当 ② 現時点では未充当 ③ 現時点では未充当 ④ 現時点では未充当 ⑤ 現時点では未充当 ⑥ 現時点では未充当

(※) 上記の「発行時における支出予定時期」は、第三者割当による新株式の発行により調達する資金及び新株予約権の発行並びにその行使により調達が見込まれる資金の合計額を前提として記載しております。

なお、新株予約権の行使による調達資金は行使状況に応じて変動するため、実際の支出時期はこれに応じて前後する可能性があります。

③ 本プログラムに基づく第1回第三者割当に係る本新株予約権発行

割当日	2026 年 4 月 16 日
発行新株予約権数	10,500 個（新株予約権 1 個につき 100 株）
発行価額	新株予約権 1 個当たり 552 円
発行時における調達予定資金の額 (差引手取概算額)	940,814,175 円
割当先	CVI Investments, Inc.
募集時における発行済株式数	普通株式 34,034,100 株

当該募集による潜在株式数	普通株式 1,050,000株
現時点における行使状況	0株
現時点における調達した資金の額 (差引手取概算額)	5,796,000円
発行時における当初の資金使途	① 希少がんを対象とする臨床試験関連費用 ② 深部がん治療に向けた研究開発費用 ③ 次世代ホウ素化合物の非臨床試験費用 ④ BNCT治療施設拡大に向けた対応費用 ⑤ 適応拡大に向けたマーケティング活動費用 ⑥ 海外展開および安定供給体制構築のための製造開発費用
発行時における支出予定時期 (※)	① 2026年4月～2031年3月までに249百万円を充当 ② 2026年4月～2031年3月までに295百万円を充当 ③ 2026年4月～2031年3月までに586百万円を充当 ④ 2027年4月～2029年3月までに60百万円を充当 ⑤ 2026年4月～2031年3月までに101百万円を充当 ⑥ 2027年4月～2031年3月までに327百万円を充当
現時点における充当状況	① 現時点では未充当 ② 現時点では未充当 ③ 現時点では未充当 ④ 現時点では未充当 ⑤ 現時点では未充当 ⑥ 現時点では未充当

(※) 上記の「発行時における支出予定時期」は、第三者割当による新株式の発行により調達する資金及び新株予約権の発行並びにその行使により調達が見込まれる資金の合計額を前提として記載しております。

なお、新株予約権の行使による調達資金は行使状況に応じて変動するため、実際の支出時期はこれに応じて前後する可能性があります。

④ 本プログラムに基づく第2回第三者割当に係る本普通株式発行

払込期日	2026年6月22日
調達資金の額 (差引手取概算額)	312,862,500円
発行価額	1株につき金316円
募集時における発行済株式数	普通株式 35,034,100株
当該募集による発行株式数	普通株式 1,000,000株
募集後における発行株式総数	普通株式 36,034,100株
割当先	CVI Investments, Inc.
発行時における当初の資金使途	① 希少がんを対象とする臨床試験関連費用 ② 深部がん治療に向けた研究開発費用 ③ BNCT治療施設拡大に向けた対応費用 ④ 海外展開および安定供給体制構築のための製造開発費用
発行時における支出予定時期 (※)	① 2026年4月～2031年3月までに271百万円を充当 ② 2026年4月～2031年3月までに223百万円を充当 ③ 2026年4月～2031年3月までに40百万円を充当 ④ 2027年4月～2029年3月までに244百万円を充当
現時点における充当状況	① 現時点では未充当 ② 現時点では未充当 ③ 現時点では未充当 ④ 現時点では未充当

(※) 上記の「発行時における支出予定時期」は、第三者割当による新株式の発行により調達する資金及び新株予約権の発行並びにその行使により調達が見込まれる資金の合計額を前提として記載しております。

なお、新株予約権の行使による調達資金は行使状況に応じて変動するため、実際の支出時期はこれに応じて前後する可能性があります。

⑤ 本プログラムに基づく第2回第三者割当に係る本新株予約権発行

割当日	2026年6月22日
発行新株予約権数	10,500個（新株予約権1個につき100株）
発行価額	新株予約権1個当たり211円
発行時における調達予定資金の額 （差引手取概算額）	466,324,000円
割当先	CVI Investments, Inc.
募集時における発行済株式数	普通株式 34,034,100株
当該募集による潜在株式数	普通株式 1,050,000株
現時点における行使状況	0株
現時点における調達した資金の額 （差引手取概算額）	2,215,500円
発行時における当初の資金使途	① 希少がんを対象とする臨床試験関連費用 ② 深部がん治療に向けた研究開発費用 ③ 海外展開および安定供給体制構築のための製造開発費用
発行時における支出予定時期（※）	① 2026年4月～2031年3月までに271百万円を充当 ② 2026年4月～2031年3月までに223百万円を充当 ③ 2026年4月～2031年3月までに244百万円を充当
現時点における充当状況	① 現時点では未充当 ② 現時点では未充当 ③ 現時点では未充当

（※）上記の「発行時における支出予定時期」は、第三者割当による新株式の発行により調達する資金及び新株予約権の発行並びにその行使により調達が見込まれる資金の合計額を前提として記載しております。

なお、新株予約権の行使による調達資金は行使状況に応じて変動するため、実際の支出時期はこれに応じて前後する可能性があります。

11. 発行要綱

第3回目の発行に係る本普通株式の発行要項及び本新株予約権の発行要項は、それぞれ別紙1及び別紙2に記載しております。

以上

別紙 1 普通株式発行要項

第 3 回第三者割当（株式） 普通株式発行要項

（1）募集株式の種類及び数	普通株式1,000,000株
（2）払込金額	1株につき299円
（3）払込金額の総額	299,000,000円
（4）増加する資本金の額	149,500,000円
（5）増加する資本準備金の額	149,500,000円
（6）割当方法	第三者割当の方法による。
（7）払込期日	2026年8月31日（月）
（8）その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく発行登録の効力発生及び発行登録追補書類の提出を条件とする。

ステラファーマ株式会社第7回新株予約権 発 行 要 項

1. 本新株予約権の名称

ステラファーマ株式会社第7回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 申 込 期 間

2026年8月31日

3. 割 当 日

2026年8月31日

4. 払 込 期 日

2026年8月31日

5. 募 集 の 方 法

第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権を CVI Investments, Inc. に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 1,050,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{分割} \cdot \text{無償割当て} \cdot \text{併合の比率}$$

また、上記のほか、調整後割当株式数の調整を必要とする事由が生じた場合には、当社は、調整後割当株式数を合理的な範囲で調整することができる。

- (3) 調整後割当株式数は、当社普通株式の分割又は併合の場合は、分割又は併合のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての場合は、無償割当ての効力発生日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

10,500 個

8. 各本新株予約権の払込金額

金 194 円（本新株予約権の目的である株式 1 株当たり 1.94 円）

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初455円とする。

10. 行使価額の修正

当社は、2028年4月16日又はそれ以降半年ごとの応当日を基準日（以下「本基準日」という。）として、本基準日後1ヶ月以内に開催される取締役会における決議によって、本新株予約権の行使価額を本項①又は②のいずれか低い金額（以下「修正後行使価額」という。）に修正することができる（以下、かかる決議を「行使価額修正選択決議」という。）。当社は、行使価額修正選択決議により行使価額の修正を決定した場合は、その旨及び修正後行使価額を直ちに本新株予約権者に通知するものとする。

なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。

- ① 本基準日における本新株予約権の行使価額
- ② 本基準日の直前10取引日の東京証券取引所における当社普通株式の売買出来高加重平均価格（VWAP）の110%の金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位の端数を切り上げた金額）

11. 行使価額の調整

- (1) 本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合等で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額（下記第(2)号②の場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の下記本号②に定義する取得価額等。）が、下記第(2)号において調整後行使価額の適用開始日として定める日において有効な行使価額を下回る場合には、本新株予約権の行使価額は、下記本号①又は②に定めるところにより調整される（以下、本号（但書を含む。）に基づく調整後の行使価額を「調整後行使価額」という。）。但し、下記第(2)号①乃至③に掲げる各事由における割当予定先が戦略的投資家である場合には、本新株予約権の行使価額の調整は行わない。なお、「戦略的投資家」とは、金融投資家（専ら投資そのものからの経済的利益を得る目的で資本投資を行う投資家又はその団体をいい、ベンチャーキャピタルファンド、プライベートエクイティファンド、ヘッジファンド、ロングオンリー投資家、年金基金、銀行、証券会社その他機関投資家を含む。）以外の投資家をいう。

- ① 下記第(2)号①及び③の場合は、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額の110%の金額に調整される。
- ② 下記第(2)号②の場合は、当社取得請求権付株式等の取得価額等の110%の金額に調整される。

なお、取得価額等とは、当社普通株式1株を取得するために当該取得請求権付株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味する（以下同じ。）。

但し、株価連動取引が行われる場合には、(i)当該株価連動取引に係る当初公表日（なお、当社は当該株価連動取引についての決定と同日に当該株価連動取引に係る公表を行うものとする。）の翌取引日から始まる 10 取引日の間における当社普通株式の東京証券取引所における普通取引の終値の最安値の 110%の金額が、当該 10 取引日の末日において有効な行使価額を下回るときには、当該末日における終値の確定をもって、本新株予約権の行使価額は当該金額に調整され、(ii)当該株価連動取引において行われる当社普通株式又は当社取得請求権付株式等の発行、処分又は付与を原因とする上記①又は②に基づく調整は行われない。

なお、「株価連動取引」とは、(i)株式等価物（以下に定義される。）であって、その発行に係る当初公表日後に、当該株式等価物における当社普通株式の取得価額等が(A)当社普通株式の東京証券取引所における取引価格又は気配値に基づいて又は連動して決定又は変更されるもの、若しくは(B)当社の事業又は当社普通株式の取引市場に関連する事由により決定又は変更されるものの発行若しくは売却に係る取引、(ii)当社が将来決定される価格に基づき証券を売却することを内容とする契約等の締結、若しくは(iii)上記(i)又は(ii)と実質的に同等の経済的効果をもたらす取引をいう。

また、「株式等価物」とは、当社又は当社子会社の証券で、その保有者がいつでも当社株式の取得、転換等ができる権利を有するもの（負債、優先株式、権利、オプション、ワラントその他の有価証券を含む。）をいう。

(2) 新株式発行等により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を除く。）（但し、株式報酬制度に基づき当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 8 項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合、及び当社及び CVI Investments, Inc. の間の 2026 年 3 月 31 日付 EQUITY PROGRAM AGREEMENT に基づき CVI Investments, Inc. に対して第三者割当の方法により当社普通株式を発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（但し、当社及び CVI Investments, Inc. の間の 2026 年 3 月 31 日付 EQUITY PROGRAM AGREEMENT に基づき CVI Investments, Inc. に対して第三者割当の方法により発行する当社新株予約権を除き、以下「取得請求権付株式等」と総称する。）を発行又は付与する場合（無償割当ての場合を含む。但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ③ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ④ 本号①及び②の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①及び②にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(4)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「株式分割等による行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{lcl} \text{調整後} & = & \text{調整前} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{1株当たりの払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}} \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} \end{array}$$

- (4) 株式分割等による行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 株式の分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ② 株主に対する無償割当てにより当社普通株式を発行又は処分する場合

調整後行使価額は、無償割当ての効力発生日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本号①及び②の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①及び②にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (5) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(6)号に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による行使価額調整式」といい、株式分割等による行使価額調整式とあわせて「行使価額調整式」と総称する。）をもって行使価額を調整する。

$$\frac{\text{調整後行使価額}}{\text{調整前行使価額}} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整前行使価額}} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株当たり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る基準日における割当株式数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (6)① 「特別配当」とは、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間の末日までの間に到来する配当に係る基準日における、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額に当該基準日時点における割当株式数を乗じて得た金額をいう。

- ② 特別配当による行使価額の調整は、各特別配当に係る基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の翌日以降これを適用する。

- (7) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (8)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ② 行使価額調整式で使用する時価は、株式分割等による行使価額調整式の場合は調整後行使価額が初めて適用される日（但し、上記第(4)号③の場合は基準日）、又は特別配当による行使価額調整式の場合は当該剰余金の配当に係る基準日にそれぞれ先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。また、上記第(4)号①の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

- (9) 上記第(2)号、第(4)号及び第(6)号記載の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行行使価額の調整を必要とするとき。

- ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (10) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号④及び第(4)号③に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
12. 本新株予約権を行使することができる期間
- 2026年9月1日から2030年8月31日までとする。
13. その他の本新株予約権の行使の条件
- 各本新株予約権の一部行使はできない。
14. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
- 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
15. 本新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第18項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第18項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
16. 新株予約権証券の不発行
- 当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。
17. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
- 本発行要項並びに当社及びCVI Investments, Inc. との間の2026年3月31日付EQUITY PROGRAM AGREEMENTに定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金194円とした。
18. 行使請求受付場所
- 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

19. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 備後町支店

20. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

21. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

22. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による発行登録の効力発生及び発行登録追補書類の提出を条件とする。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。